

ふじみ野市立コスモスホール条例新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>ふじみ野市立コスモスホール条例</u></p> <p><u>(設置)</u></p> <p>第1条 <u>市民の文化活動及び余暇活動その他の市民活動の促進を図り、市民福祉の増進に寄与するため、ふじみ野市立コスモスホール(以下「ホール」という。)をふじみ野市上福岡一丁目5番14号に設置する。</u></p> <p><u>(業務)</u></p> <p>第2条 <u>ホールは、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p><u>(1) ホールの利用に関すること。</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、ホールの設置の目的を達成するために必要なこと。</u></p> <p><u>(休館日)</u></p> <p>第3条 <u>ホールの休館日は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 毎月第1月曜日及び第3月曜日</u></p> <p><u>(2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の規定にかかわらず、ホールの管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。</u></p> <p><u>(利用時間)</u></p> <p>第4条 <u>ホールの利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>ふじみ野市立コスモスホール条例</u></p> <p><u>(設置)</u></p> <p>第1条 <u>市民の文化活動及び余暇活動その他の市民活動の促進を図り、市民福祉の増進に寄与するため、ふじみ野市立コスモスホール(以下「ホール」という。)をふじみ野市上福岡一丁目5番14号に設置する。</u></p> <p><u>(業務)</u></p> <p>第2条 <u>ホールは、多目的ホール及び附属設備(以下「施設等」という。)の利用に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第3条 <u>市長は、ホールの管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。</u></p> <p><u>(指定管理者の業務)</u></p> <p>第4条 <u>指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</u></p>

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

(利用の許可)

第5条 ホールを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合においてホールの管理上必要があると認めるときは、当該利用に係る条件を付することができる。

(利用の制限)

第6条 市長は、ホールの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限することができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) ホールを損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がホールの利用を制限する必要があると認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 第5条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(1) ホールの維持管理に関する業務

(2) 第2条に規定する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第5条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、ホールの管理を行わなければならない。

(休館日)

第6条 ホールの休館日は、次のとおりとする。新第3条

(1) 毎月第1月曜日及び第3月曜日

(2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が管理上必要と認め、市長が承認したときは、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用時間)

第7条 ホールの利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者が管理上必要と認め、市長が承認したときは、利用時間を変更することができる。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はホールの管理上特に必要があると認めるときは、許可に係る条件を変更し、若しくはホールの利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(1) 利用許可の申請に偽りがあったとき。

(2) 許可の条件に違反したとき。

(3) 第14条の規定による遵守事項又は指示に違反したとき。

2 市長は、利用者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用料)

第9条 利用者は、第5条の許可を受けた際に別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定による利用者のうち、利用日当日ホールの空調設備を利用するものは、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の免除)

第10条 市長は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めるときは、前条に規定する使用料を免除することができる。

(利用の許可)

第8条 ホールを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、利用許可書を交付するものとする。

3 指定管理者は、第1項の許可をする場合において、ホールの管理のため必要があると認めるときは、条件を付して利用させることができる。

(利用の許可の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ホールの利用を許可してはならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、ホールの管理上支障があると認められるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第10条 第8条第2項の規定によりホールの利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはな

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) ホールの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、ホールを利用することができないとき。
- (3) 利用者が使用料を納付した後、規則で定める日までに利用の取消しの届出を行ったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、ホールの利用が終了したときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。第6条の規定により利用を制限され、又は第8条第1項の規定により利用を停止され、若しくは許可を取り消された場合も同様とする。

- 2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に復し、これに要した経費は、当該利用者の負担とする。

らない。

(利用の許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、ホールの管理上必要があると認めるとき、又は利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可に係る条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 利用の許可の申請に偽りがあったとき。
- (2) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

- 2 指定管理者は、利用者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(利用料金)

第12条 指定管理者は、第8条第2項の規定によるホールの利用許可書を利用者に交付すると同時にホールの利用料金を当該利用者から徴収するものとする。

- 2 指定管理者は、前項の規定による利用者のうち、利用日当日ホールの空調設備を利用するものから空調設備の利用料金を当該利用者から徴収するものとする。

(損害賠償)

第13条 利用者は、故意又は過失によりホールを損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(遵守事項及び指示)

第14条 市長は、利用者の遵守事項を定めるとともに、管理上必要があると認めるときは、当該利用者に対し、その都度必要な指示をすることができる。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、次に掲げるものを行わせることができる。

3 前2項に規定する指定管理者が利用者から徴収する利用料金は、ホールにあつては別表第1に、空調設備にあつては別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の免除)

第13条 指定管理者は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めるときは、前条に規定する利用料金を免除することができる。

(利用料金の還付)

第14条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。

(1) ホールの管理上特に必要があるため、指定管理者が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、ホールを利用することができないとき。

(3) 利用者が、利用料金を納付した後、規則で定める日までに利用の取消しの届出を行ったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(原状回復)

第15条 利用者は、ホールの利用を終わったときは、直ちに利用した施設又は設備を原状に復さなければならない。第11条第1項の規定により利用の停止又は許可の取消しを受けたときも、同様とする。

(1) 第2条に規定する業務

(2) ホールの維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項の規定により、指定管理者にホールの管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第3条第2項、第4条第2項、第5条、第6条、第8条、第11条第1号、第12条第2項及び前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条第2項、第4条第2項及び第6条第3号中「認める」とあるのは「認め、市長の承認を得た」と、第9条の見出し及び同条第2項、第10条(見出しを含む。)、第11条(見出しを含む。)並びに別表第1備考中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第9条第1項中「使用料」とあるのは「額の範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めた利用料金(以下「利用料金」という。)」と、第10条中「市長は」とあるのは「指定管理者は」とする。

3 第1項の規定により、指定管理者にホールの管理を行わせる場合において、前項の規定により読み替えて適用される第9条の規定により利用者が納付すべき利用料金は、指定管理者の収入とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、ホールの管理を行わなければならない。

(その他)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者において原状に復し、利用者からこれに要した費用を徴収することができる。

(損害賠償)

第16条 利用者は、ホールの施設若しくは設備を損傷し、又は物品を滅失若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(遵守事項)

第17条 指定管理者は、ホールの利用に関し遵守事項を定めるとともに、管理上必要があるときは、その都度指示できるものとする。

(委任)

別表第1(第9条関係)

時間 室名	午前	午後	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで
多目的ホール	円 900	円 1,200	円 1,100

備考

- 1 利用者が連続して複数の時間区分において多目的ホールを利用する場合は、各時間区分の間の時間も多目的ホールを利用することができるものとし、当該時間については、使用料を徴収しない。
- 2 ふじみ野市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学している者以外の者が利用する場合の使用料は、当該区分の使用料の額の5割相当額を加算した額とする。
- 3 入場料金その他これに類する料金(以下「入場料金」という。)を徴収する場合の使用料は、当該区分の使用料の額に次の各号に掲げる率を乗じて得た額を加算した額とする。
 - (1) 入場料金が500円以下の場合 2割相当額
 - (2) 入場料金が500円を超え2,000円以下の場合 3割相当額
 - (3) 入場料金が2,000円を超え3,000円以下の場合 5割相当額

第18条 この条例に定めるもののほか、ホールの管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1(第12条関係)

ホール利用料金

時間 室名	午前	午後	夜間
	9時～12時	1時～5時	午後6時～午後9時30分
多目的ホール 利用料金	900円	1,200円	1,100円

備考

- 1 利用者が連続して複数の時間区分において多目的ホールを利用する場合は、各時間区分の間の時間も多目的ホールを利用することができるものとし、当該時間については、利用料金を徴収しない。
- 2 ふじみ野市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学している者以外の者が利用する場合の利用料金は、当該区分の利用料金の額の5割相当額を加算した額とする。
- 3 入場料金その他これに類する料金(以下「入場料金」という。)を徴収する場合の利用料金は、当該区分の利用料金の額に次の各号に掲げる率を乗じて得た額を加算した額とする。
 - (1) 入場料金が500円以下の場合 2割相当額
 - (2) 入場料金が500円を超え2,000円以下の場合 3割相当額
 - (3) 入場料金が2,000円を超え3,000円以下の場合 5割相当額

(4) 入場料金が3,000円を超える場合 8割相当額

別表第2(第9条関係)

<u>設備名</u>	<u>単位</u>	<u>1時間当たり</u>
空調設備	1台	円 100

(4) 入場料金が3,000円を超える場合 8割相当額

別表第2(第12条関係)

空調設備利用料金

<u>設備名</u>	<u>単位</u>	<u>1時間当たり</u>
空調設備	1台	100円